

## 議案第68号

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出

三芳町長 林 伊佐雄

#### 提案理由

議会の議員について期末手当の支給割合の引き上げを行うため、本条例を改正したく、提案するものである。

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年三芳町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### （期末手当の内払）

3 改正後の条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において、議長、副議長及び委員長、副委員長並びに議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において、議長、副議長及び委員長、副委員長並びに議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において、議長、副議長及び委員長、副委員長並びに議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>  <u>を乗じて得た額に、</u>  <u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u>  (1)から(4)まで 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において、議長、副議長及び委員長、副委員長並びに議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、  <u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u>  (1)から(4)まで 略</p>